

◆ 空家等対策協議会（令和7年11月19日開催）での主な意見とその検討結果

No	項目	意見等	検討結果	掲載頁
1	助成制度について	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内への居住誘導等、<u>コンパクトシティにつながる助成制度を検討してはどうか。</u> 立地適正化計画に位置付けられた居住誘導区域へ誘導を図るような助成制度にしてはどうか。 	<u>助成制度における補助額の割増等、立地適正化計画等の関連計画と連携した支援を検討します。</u>	本編 P28 2(2)カ
2	税制措置について	<ul style="list-style-type: none"> 空き家を除却すると住宅用地特例が適用外となり固定資産税が上がるのが、除却が進まない一因となっていることから、除却後、一定期間は<u>固定資産税を減免することはできないか。</u> 	固定資産税の減免及び減免に代わる助成制度について、 <u>他都市の事例等を参考に今後研究します。</u>	—
3	空き家の流通について	<ul style="list-style-type: none"> 既存住宅の取引にあたっては、住宅の劣化や不具合の有無を確認し売買後のトラブルを避けることなどを目的とする<u>インスペクション（既存住宅状況調査）制度が有効と考えられるが、調査結果の有効期限が短いことや費用負担などの課題があり、あまり普及していない。</u> 	<u>インスペクション制度の普及を図るとともに、関係団体と連携しながら中古住宅市場の活性化に努めます。</u>	本編 P27 2(2)ウ
4	財産管理制度について	<ul style="list-style-type: none"> 法改正による新たな制度である「<u>所有者不明土地・建物管理制度</u>」等を活用することで、<u>空き家の除却や土地の売却につながるのでは。</u> 	<u>所有者不明土地・建物管理制度等の財産管理制度を積極的に活用し、管理不全な空家等の解消を進めます。</u>	本編 P30 2(3)キ
5	空き家の発生抑制について	<ul style="list-style-type: none"> 発生抑制の取組はこれまで、S40～50年代に開発された住宅団地限定で行っていたが、<u>全市的に取組（空き家を生まないプロジェクトの簡易版等）を行い、市民全体の意識変容を図るべき。</u> 	これまで対象とした住宅団地以外の地域についても、発生抑制に向けた取組を広げるとともに、 <u>全市的な取組の実施についても検討します。</u>	本編 P26 2(1)ア
6	相続について	<ul style="list-style-type: none"> 相続のタイミングで遺産分割協議や相続放棄等のトラブルとなるケースが多いことから、土地や建物の相続などの<u>終活や事前の話合いが重要であることを広く周知・啓発してほしい。</u> 	<u>空き家を生まないプロジェクトでの取組や空家等管理活用支援法人と連携しながら、セミナー開催や啓発チラシの配布等、広く周知・啓発を行います。</u>	本編 P26 2(1)イ
7	業界団体へのヒアリングについて	<ul style="list-style-type: none"> 計画本編に参考として、<u>業界関係団体へのヒアリング結果</u>が示されているが、<u>これら意見を計画にしっかりと反映すべき。</u> 	業界関係団体とは引き続き <u>意見交換</u> を行いながら、空家対策に取り組みます。	本編 P32 1(4)
8	市民への周知について	<ul style="list-style-type: none"> <u>市民にわかりやすい表現とし、計画内容をもっと広く周知してほしい。</u> 	<u>出前講座等において、市民に分かりやすく説明</u> するなど、計画内容の周知を図ります。	本編 P29 2(3)ア、イ